

枚方市公害防止条例施行規則

枚方市公害防止条例施行規則（昭和47年枚方市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市公害防止条例（平成25年枚方市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水基準等）

第2条 条例第3条に規定する規則で定める工場又は事業場は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。以下「府条例」という。）第49条第3項に規定する届出事業場とする。

2 条例第3条に規定する規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に掲げる物質とする。

3 条例第3条に規定する規則で定める排水基準は、次の各号に掲げる地域ごとに当該各号に定めるものとする。

(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）別表第1号の表備考2第5号に規定する淀川水域に係る地域 同表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる許容限度及びアルキル水銀化合物についての排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の下欄に掲げる許容限度

(2) 前号に掲げる地域以外の地域 排水基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる許容限度

4 前項各号に規定する許容限度に係る数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）各号に掲げる有害物質の種類ごとに当該各号に定める方法とする。

5 第3項各号に規定する許容限度における「検出されないこと。」とは、前項の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

6 第3項第1号に掲げる地域における水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例別表第1号の表備考8に規定する有害物質に係る排水基準は、し尿浄化槽を設置する工場又は事業場がし尿浄化槽に係る排水口から排出する排水水については、第3項第1号の規定にかかわらず、当該有害物質についての排水基準を定める省令別表第1の下欄に掲げる許容限度とする。

7 排水基準を定める省令、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例又は大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。以下「府規則」という。）により第3項に規定する排水基準より緩やかな基準が適用されている業種に属する工場又は事業場に係る当該適用されている地域における排水基準は、同項の規定にかかわらず、当該

緩やかな基準とする。

(有害物質を含む水の要件等)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める水は、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する特定地下浸透水及び府条例第77条に規定する地下浸透水とする。

(指定事業所等)

第4条 条例第7条に規定する規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるものとする。

- (1) 定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設を設置し、又は有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する工場
- (2) ガソリンスタンド又は液化ガススタンド（原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。）
- (3) 自動車洗車場（原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。）
- (4) 建設用資材置場又は残土置場（面積が300平方メートル以上であって1年以上継続して使用するものに限り、建設現場を除く。）の用に供する事業場
- (5) 産業廃棄物処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可に係る処分を行うものに限る。）
- (6) ゴルフ場（練習施設を設置するものに限る。）
- (7) ゴルフ練習場
- (8) ボウリング場
- (9) バッティング・テニス練習場（原動機を用いる練習施設を設置するものに限る。）
- (10) 自動車又は機械の整備又は修理を行う事業場（定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設であって整備又は修理の用に供するものを設置するものに限る。）
- (11) 再生資源の集荷又は選別を行う事業場（定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設であって集荷又は選別の用に供するものを設置するもの又は事業場の面積が100平方メートル以上のものに限る。）
- (12) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を設置する事業場

2 条例第7条の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）の提出により行わなければならない。

(指定事業所の設置の届出)

第5条 条例第8条の規定による届出は、指定事業所設置届出書（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第8条第6号に規定する規則で定める施設は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設及び府条例第82条第1項に規定する届出施設（騒音に係るものに限る。）とする。

(指定事業所に係る変更の届出)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる事項ごとに当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第8条第5号に掲げる事項 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設及び府条例第49条第2項に規定する届出施設
- (2) 条例第8条第6号に掲げる事項 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設及び府条例第82条第1項に規定する届出施設（騒音に係るものに限る。）
- (3) 条例第8条第7号に掲げる事項 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設、同条第4項に規定する指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）及び府条例第49条第2項に規定する届出施設

2 条例第9条の規定による届出は、指定事業所変更（事前）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

(騒音に係る計画変更命令の対象とならない施設)

第7条 条例第11条第1号に規定する規則で定める施設は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設及び府条例第82条第1項に規定する届出施設（騒音に係るものに限る。）とする。

(操業の開始の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、操業開始届出書（様式第4号）により行わなければならない。

(指定事業所に係る氏名の変更等の届出)

第9条 条例第14条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第14条第1号に掲げる場合（条例第8条第3号に掲げる事項の変更があった場合を除く。） 氏名等変更届出書（様式第5号）
- (2) 条例第14条第1号に掲げる場合（条例第8条第3号に掲げる事項の変更があった場合に限る。）並びに条例第14条第2号及び第3号に掲げる場合 指定事業所変更（事後）届出書（様式第6号）
- (3) 条例第14条第4号に掲げる場合 指定事業所廃止届出書（様式第7号）

2 条例第14条第2号に規定する規則で定める届出は、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の2又は枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）第16条の規定による届出とする。

3 条例第14条第3号に規定する規則で定める施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設、同条第4項に規定する指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）及び府条例第49条第2項に規定する届出施設とする。

(指定事業所に係る承継の届出)

第10条 条例第15条第3項の規定による届出は、指定事業所承継届出書（様式第8号）により行わなければならない。

(揚水施設の設置の届出)

第11条 条例第18条の規定による届出は、揚水施設設置届出書（様式第9号）により行わなければならない。

ならない。

(揚水施設に係る変更の届出)

第12条 条例第19条第1項の規定による届出は、揚水施設変更(事前)届出書(様式第10号)により行わなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による届出は、条例第18条第6号に掲げる事項の変更に係るものにあつては前項の届出書により、同条第7号に掲げる事項の変更に係るものにあつては地下水計画採取量変更届出書(様式第11号)により行わなければならない。

(採取の開始の届出)

第13条 条例第22条第2項の規定による届出は、地下水採取開始届出書(様式第12号)により行わなければならない。

(揚水施設に係る氏名の変更等の届出)

第14条 条例第23条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める届出書により行わなければならない。

(1) 条例第23条第1号に掲げる場合(条例第18条第1号に掲げる事項の変更があつた場合に限る。) 氏名等変更届出書(様式第13号)

(2) 条例第23条第1号に掲げる場合(条例第18条第1号に掲げる事項の変更があつた場合を除く。) 揚水施設変更(事後)届出書(様式第14号)

(3) 条例第23条第2号に掲げる場合 揚水施設使用廃止届出書(様式第15号)

(揚水施設に係る承継の届出)

第15条 条例第24条第3項の規定による届出は、揚水施設承継届出書(様式第16号)により行わなければならない。

(採取量の測定等)

第16条 条例第25条の規定による地下水の採取量の測定は、次に掲げる水量測定器のうち当該採取量を正確に測定できるものにより行わなければならない。

(1) 実測型水道メーター

(2) 接線流羽根車式水道メーター

(3) 副管付水道メーター

(4) 軸流羽根車式水道メーター

(5) ベンチュリー管分流式水道メーター

(6) ローター型水道メーター

(7) 複合型水道メーター

(8) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の性能を有する水量測定器

2 条例第25条の規定による記録は、地下水採取量等記録簿(様式第17号)により、同条の規定による報告は、翌年度の4月30日までに、地下水採取量等報告書(様式第18号)により行わなければならない。

(事故の状況の報告等)

第17条 条例第30条第2項の規定による報告は、事故状況報告書(様式第19号)により行わなけれ

ばならない。

2 条例第30条第2項に規定する規則で定める届出は、次に掲げる規定によるものとする。

- (1) 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで
- (2) 府条例第64条第1項又は第80条第1項

3 条例第30条第3項に規定する規則で定める物質は、次に掲げるものとする。

(1) 水質の汚濁に係る次に掲げる物質

イ 有害物質

ロ 水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる物質

ハ 水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油

ニ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項各号に掲げる物質

(2) 大気汚染に係る次に掲げる物質

イ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項各号に掲げる物質

ロ 府規則別表第1に掲げる物質

ハ 府規則別表第2に掲げる物質

4 条例第30条第3項に規定する規則で定める命令は、次に掲げる規定によるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項
- (2) 水質汚濁防止法第14条の2第4項
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項
- (4) 府条例第64条第2項又は第80条第2項

（報告の方法等）

第18条 条例第37条第1項の規定により次の各号に掲げる事項について報告を求められた者は、当該各号に定める報告書等を提出しなければならない。

- (1) 条例第3条又は第5条に規定する者の有害物質の使用の状況 有害物質使用状況報告書（様式第20号）
- (2) 指定事業所の届出に係る事項の現況 現況報告書（様式第21号）
- (3) 条例第30条第1項に規定する事故の再発等の防止に関する計画 事故再発防止計画書（様式第22号）

2 条例第37条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第23号）とする。

（届出書の提出部数）

第19条 この規則の規定により提出する届出書の部数は、正本及び副本各1部とする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [平成26年2月5日公布]

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（条例附則第7項に規定する経過措置の期限等）

第2条 条例附則第7項に規定する規則で定める日は、平成31年3月31日とする。

2 条例附則第7項の規定により読み替えて適用される条例第16条に規定する規則で定める指定揚水施設の構造上の基準は、次の表に定めるものとする。

地 域	ストレーナーの上端の位置	揚水機の吐出口の断面積
一般国道170号以西の地域	現に設置している指定揚水施設のストレーナーの上端の位置以深	現に設置している指定揚水施設の揚水機の吐出口の断面積以下
一般国道170号以西及び大阪府道交野久御山線以東の地域以外の地域	—	